平成２５年（フ）第１１３３号
京都市右京区嵯峨広沢南野町64番地　山下マンション102、前住所京都市中京区壬生御所ノ内町23番地38
債務者　三浦　愼士
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３４号
京都市伏見区石田西ノ坪１番地　醍醐石田団地１―1036
債務者　森垣　邦子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１３５号
京都市下京区中堂寺庄ノ内町６番地39、前住所京都市伏見区中島河原田町４番地67
債務者　二村このみ
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４２号
京都府木津川市兜台５丁目１番地３　コンフォールかぶと台２―204号
債務者　岩田亜希子
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４３号
京都市南区吉祥院這登東町５番地１　グランシャリオ202、前住所京都市南区上鳥羽八王神町21番地の９
債務者　大北貴美恵（旧姓小嶋）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４６号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の10　レジデンス向島304号
債務者　島　　有香
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４７号
京都府宇治市槇島町本屋敷51番地の10　レジデンス向島304号
債務者　島　　泰誠
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１１４８号
京都市南区西九条蔵王町11番地３　ピエール青山203
債務者　松井　秀教
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第８８８号
大阪府羽曳野市高鷲９丁目４番10号
債務者　石田　秀子（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９１６号
大阪府藤井寺市東藤井寺町６番８号
債務者　田口　好滿
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３５号
堺市南区城山台２丁１番13―107号
債務者　杉村　貴博
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９３９号
堺市南区竹城台１丁２番37―1107号
債務者　中山　直利
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第９４９号
堺市西区浜寺諏訪森町西４丁330番地１　ブライトボックス諏訪森303号、前住所堺市堺区出島町２丁７番50―403号
債務者　江藤　喜人
1　決定年月日時　平成25年10月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月10日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第５３号
北海道樺戸郡月形町字知来乙262番地20
債務者　木幡　博行
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６３号
北海道岩見沢市南町８条３丁目７番６号
債務者　菅原　孝好
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６４号
北海道岩見沢市南町８条３丁目７番６号
債務者　菅原　君江
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２５年（フ）第６５号
北海道夕張市旭町22番地
債務者　枝村　　剛
1　決定年月日時　平成25年10月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部